

ご利用について

自動車登録前の仮ナンバー車両には車検証がないため、ETC車載器のセットアップができません。このため、仮ナンバー車両については、ETC専用料金所ではサポートレーン(又は「ETC/サポート」レーン)のご利用をお願いいたします。

サポートレーンをご利用された場合、通行料金は後日お支払いいただくことになります。ただし、仮ナンバー車両については、1つの仮ナンバープレートを同一事業者が複数車両で複数回利用するという特性があること等に鑑み、当面の間の暫定的な措置として、通行料金の後日お支払いを利用者(事業者)ごと、月ごとに一括して行う運用も可能とすることといたしました。

後日お支払いの利用者(事業者)ごと、月ごとのお支払いをご希望のお客さまは、以下の手順に従ってご利用ください。

なお、この運用は、首都高のETC専用料金所でのみご利用いただけるものです。

1. ご利用前の準備

・首都高ホームページから「仮ナンバー車両通行申出書」(別添様式)をダウンロードし、必要事項を事前に記入のうえ印刷

※「通行申出書」のアドレスはこちら→https://www.shutoko.jp/qa/etc/#anker_50_etc_toll_gate

※「通行申出書」は、通行用と控え用、それぞれに必要事項を記載し、切り離したうえで、ETC専用料金所では通行用のみを提示して下さい。控え用は、利用者において保管し、通行料金請求時の確認にご使用ください。

2. ETC専用料金所のご利用

・ETC専用レーンのご利用になれませんので、必ずサポートレーン(又は「ETC/サポート」レーン)をご利用ください。

・インターホンの前で一旦停車し、インターホンボタンを押し、携帯されている「通行申出書」をインターホンカメラに提示してください。

・係員が確認しますので、必要事項につきお答えいただき、終了しましたらポストに「通行申出書」を投函してください。

・ETC開閉バーが開いたことを確認しましたら、徐行でご通行ください。

3. 通行料金の後日請求時の対応

・首都高からお客さまご指定の請求先に、ETC専用料金所での通行料金の請求書(月末締め・翌月請求、通行明細添付)を送付します。

・請求書の内容をご確認の上、利用者が首都高ホームページの「ETCカード支払Webフォーム」にアクセスし、必要事項を入力してください。

※「ETCカード支払Webフォーム」のアドレス及びQRコードは以下のとおりです。

→<https://krs.bz/shutokoweb/m/karinan-etcbarai>

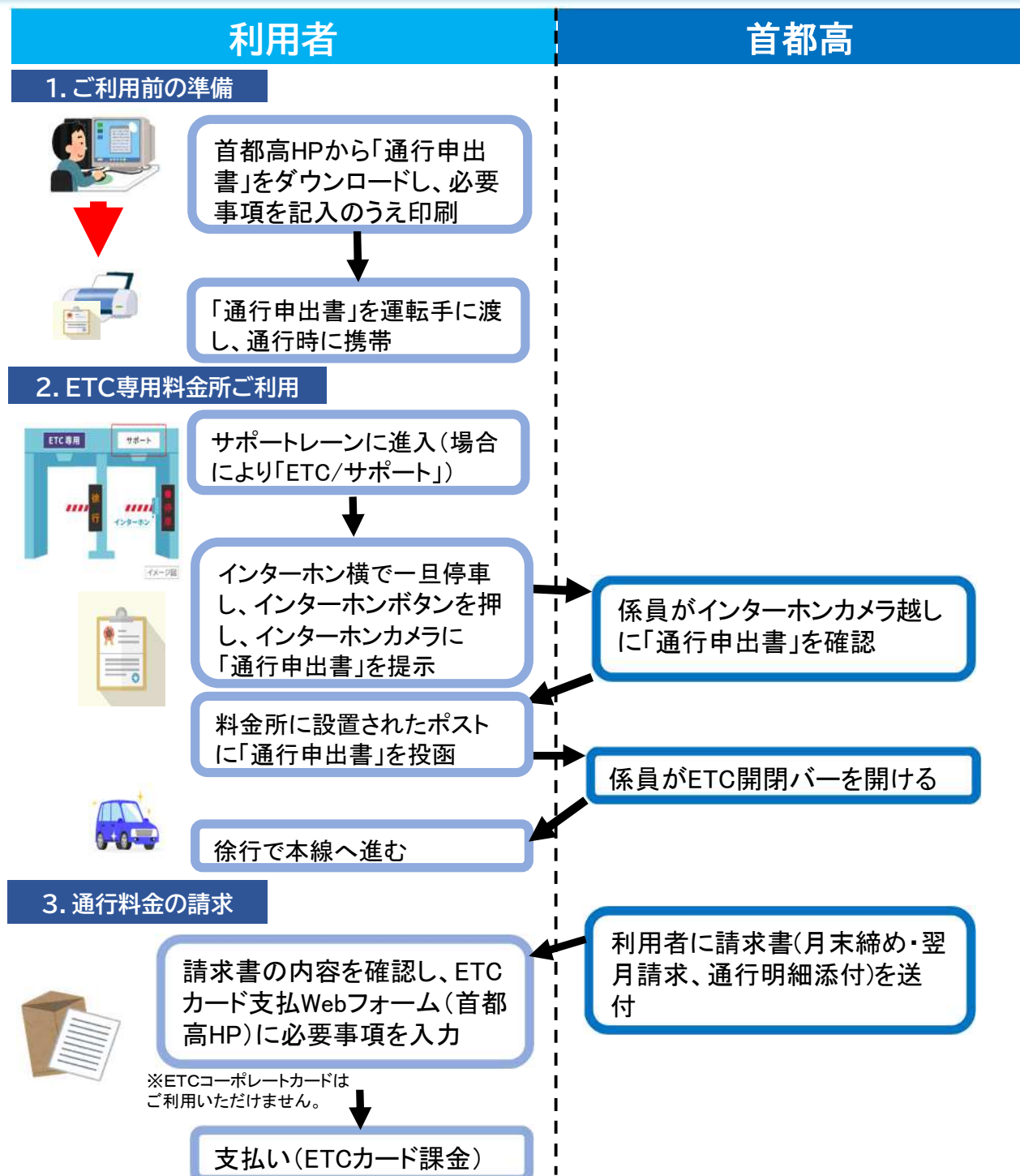
・なお、通行料金はETCカードでのお支払いとなります。(ETCコーポレートカードはご利用いただけません。)



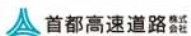
※ご利用にあたっては、[次ページのフローをご参照ください。](#)

■お問い合わせ先

首都高速道路株式会社 仮ナンバー車両まとめ払い窓口(03-4564-4498 平日9:00~17:00)



ETCカード支払Webフォーム (PCイメージ画面)



仮ナンバー車両通行申出書の記載内容に基づき、
ETCカード支払いに必要な情報を入力していただくフォームです。

通行明細にかかる通行料金について、下記登録したETCカードによる支払いに承諾致します。

・内容に関する確認のため、弊社担当窓口からお電話やメールにてご連絡する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※なお、当該Webフォームにおいては、トライコーン株式会社のASPサービス『クラウドゼル』を使用しているため、URLのドメインが「trs-hz」となっております。また、配信される自動返信メールに「tricorn.net経由」と表示される場合がありますのでご了承ください。

☐ 同意する

※ETCカード番号の桁数は、カード発行会社により14桁から19桁までございます。
※ETCコーポレートカードはご利用いただけません。

下記の必要事項をご入力ください。

(必須) の事項は必ずご入力ください

お問い合わせ番号 (請求書に記載の番号6桁) (必須)	(半角数字のみ: 最大6桁)
管理番号 (請求書に記載の番号4桁) (必須)	(最大4桁)
入力日 (必須)	年 月 日
法人名 (利用者名) (必須)	
フリガナ (必須)	
郵便番号 (必須)	- (住所検索) (半角数字のみ: 5桁か7桁)
入力日 (必須)	年 月 日
法人名 (利用者名) (必須)	
フリガナ (必須)	
郵便番号 (必須)	- (住所検索) (半角数字のみ: 5桁か7桁)
住所 (都道府県・市町村名) (必須)	
住所 (丁目・番地) (必須)	
住所 (建物名・郵便名等) (必須)	
電話番号 (必須)	- - (半角数字のみ)
メールアドレス (必須)	
ETCカード番号 (必須)	(最大19桁)
カード名義人 (必須)	
カード名義人 (カナ) (必須)	
カード有効期限 (必須)	

※上記の内容についてご不明な点・お問い合わせのある方は、
首都高速道路株式会社
仮ナンバー車両まとめ払い窓口

(03-4564-4498 平日9:00~17:00)
にご連絡下さい。

[次へ](#)

ETCカード支払Webフォーム (スマートフォンイメージ画面)

仮ナンバー画面通行申出書の記載内容に基づき、
ETCカード支払いに必要な情報を入力していただくフォームです。

通行明細にかかる通行料金について、下記登録したETCカードによる支払いに承諾致します。

・内容に関する確認のため、弊社担当窓口からお電話やメールにてご連絡する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※なお、当依頼フォームにおいては、トライコン株式会社ASPサービス「クラウド」にて、ETCカードの登録・管理が行われます。

☐ 同意する

※ETCカード番号の桁数は、カード発行会社により14桁から19桁までございます。
※ETCコーポレートカードはご利用いただけません。
下記の必要事項をご入力ください。

★の項目は必ずご入力ください

★お問い合わせ番号 (請求書に記載の番号6桁)

★管理番号 (請求書に記載の番号4桁)

★入力日
 年 月 日

★法人名 (利用者名)

★フリガナ

★郵便番号
 - 住所検索

★住所 (都道府県・市町村名)

★住所 (丁目・番地)

住所 (建物名・番名等)

★電話番号
 - -

★メールアドレス

★ETCカード番号

★カード名義人

★カード名義人 (カナ)

★カード有効期限

※上記の内容についてご不明な点・お問い合わせのある方は、
首都高速道路株式会社

(03-4564-4498 平日9:00~17:00)
にご連絡下さい。

次へ

【注意事項】

- ・「仮ナンバー車両通行申出書」については、以下の事項にご同意いただいた上でご利用ください。
 - 仮ナンバープレートを取付けた車両で通行すること。
 - 仮ナンバー車両での首都高ETC専用料金所の利用方法1.～3. を遵守すること。
 - 通行料金について、当社が定める期限までに遅滞なく支払手続を行うこと。
 - 通行料金のお支払いについては、ETCコーポレートカードはご利用いただけません。
- ・「仮ナンバー車両通行申出書」の記載に不備があった場合は、通行料金はその都度1台ごとにご利用いただいた方に請求することになります。
- ・「仮ナンバー車両通行申出書」が不正に利用された場合には、同申出書の利用を停止するとともに、不正通行として取り扱うことがありますので、ご注意ください。

【個人情報の取扱いについて】

当社の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づき、適正に取扱います。
なお、取得する個人情報の内容及びその利用目的は以下の通りです。

<個人情報の内容>

「仮ナンバー車両通行申出書」に記載された運転者名、仮ナンバー番号、法人名(利用者名)、住所(請求先)、電話番号等

<利用目的>

- ・首都高速道路のETC専用料金所を「仮ナンバー車両通行申出書」を利用して通行した際の料金の請求を行うため。
- ・通行料金の未払いを防止すべく、正当な理由なく通行料金の支払を免れた者を把握し、通行料金を徴収するため。

※なお、首都高速道路の走行の事実等の確認のため、問合せをすることがあります。